

# 令和3(2021)年度 相模原市 給付型奨学金

## 奨学生の手引《追加申請(高等学校等入学後)用》

この奨学金は、市内にお住まいの高校生等(平成30(2018)年度以降に高等学校等<sup>\*1</sup>に入学した人<sup>\*2</sup>)を対象に、経済的理由により高等学校等で勉強を続けることが困難な人への修学を応援するため、返す必要のない奨学金を給付するものです。

この「奨学生の手引」の内容をよく確認した上で、期限までに申請手続きをしてください。

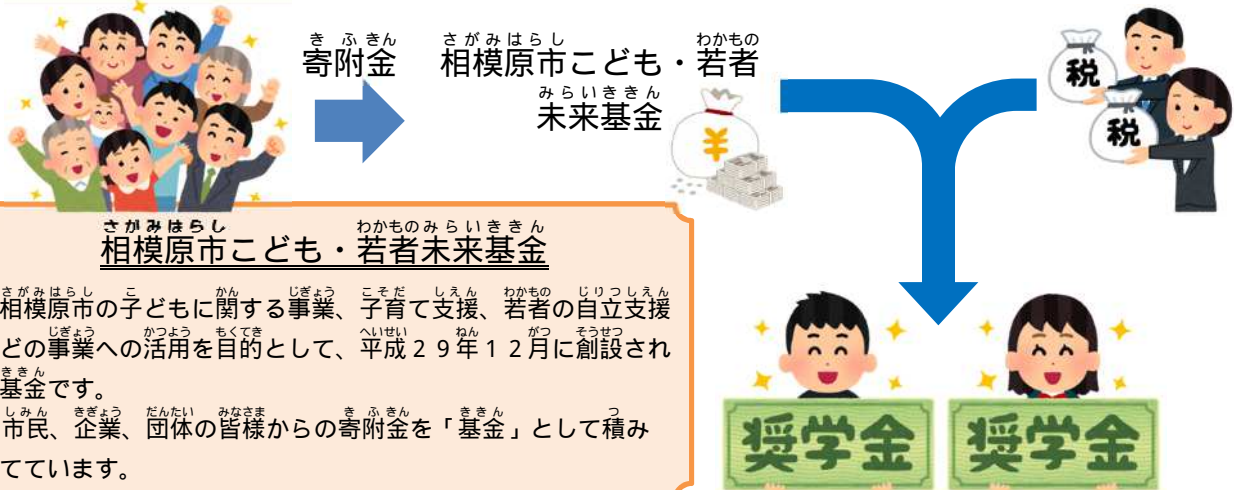
なお、すでに相模原市奨学生になっている人は、改めて申請する必要はありません。  
(退学や転学している場合を除きます)

- \*1 この奨学金の対象としている高等学校等とは、「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校」、「専修学校高等課程」です。「特別支援学校」はこの奨学金の対象外です。
- \*2 中学校卒業後、事情により高等学校等へ進学していなかった、令和3年4月1日時点で17歳以下の人を含みます。

相模原市 給付型奨学金制度の概要	
募集期間	令和3(2021)年6月1日(火)から令和3(2021)年7月30日(金)まで 期限後も、令和4(2022)年2月28日(月)までは申請可能ですが、申請した年度の修学資金の額が異なります。
募集人数	資格要件(次ページをご覧ください)に当てはまる人すべて
給付内容	【修学資金】
目的	高等学校等在学中の授業料以外の教育費について支援します。
給付金額・期間	年額最大で100,000円 <sup>*3</sup>
給付時期	高等学校等入学後の学年ごとに、年3回に分けて給付

\*3 修業年限が3年を超える学校に在籍する場合は、「大学入学資格」を取得できる最短修業年数を限度とします。

この奨学金は、市民の皆様からの寄附金と市税で賄われています



# 給付対象になるかどうか、資格要件を確認してください

## 1 資格要件・・・次の全てに該当する人(申請資格・奨学金受給資格)

- (1) 住所資格 「生徒」及び「保護者のうち少なくともどなたか1人」が本市に居住している人\*4
- (2) 所得資格 「生徒」、「保護者(生徒と同居していない保護者も含みます)」及び「生徒と住民票で同一の世帯の全ての人」が、令和3(2021)年度の「市(区町村)民税所得割額が0円」\*5、\*6の人で、「生活保護」を受けていない人
- (3) 修学資格 平成30(2018)年4月1日以降に高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程に入学した人で、入学後も継続して在学し、卒業を目指す意欲のある人。ただし、特別支援学校は除きます。

- \*4 保護者が「単身赴任」「病気療養」「災害やDVによる避難」等の理由で市外に住民登録がある場合でも、その市外に  
いる保護者も含めて所得資格が該当するときは、申請できます。詳しくは、教育委員会学務課に御相談ください。
- \*5 令和2(2020)年中に日本国外での収入があった人がいる世帯は、所得資格の審査のためにその1年間の全て  
(日本国内・海外の両方)の収入額がわかる書類(日本語以外の言語の場合は、翻訳文を添付)の提出が必要です。
- \*6 年度当初に課税されていても、災害により自身の居住用の家屋等が被害を受けた場合、又はリストラによる退職や  
事業の廃止等により所得が著しく減少し、令和3(2021)年度の市(区町村)民税の所得割額全額の減免決定を受けた場合も該当します。



## よくある質問と回答(申請資格など)



Q 1	相模原市に転入する予定がありますが、奨学金の申請はできますか？
A 1	原則として、月の初日の時点の住民登録の有無で判断します。 相模原市に転入後、その月の月末までに申請してください。 特別な事情がある場合については、次のQ 2 及び A 2 もあわせて御確認ください。
Q 2	生徒と保護者が共に、相模原市内に居住していることが必要ですか？
A 2	原則として、生徒と保護者が共に相模原市内に住んでいることが必要です。 ただし、次のような事例の場合は申請できます。教育委員会学務課まで御相談ください。 ・保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の「特別な事情」により、やむを得ず本来の世帯を離れて別居している場合(この場合、住民票が別でも、別居している保護者の所得審査も行います) ・災害のため本来の住所地に住民票を置いたまま相模原市内に住んでいる場合 ・DVのため、住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合

Q 3	所得資格の審査は、保護者のみですか？
A 3	保護者のほか、生徒と同じ住民票の世帯の全ての人について審査します。なお、保護者については、DV等で住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合を除き、単身赴任等で一時的にもとの住民登録の世帯から移している場合も審査対象に含みます。
Q 4	「所得資格」について、同じ住所に住民登録では別の世帯の祖父母がいます。所得審査の「世帯」は、どの範囲を指しますか？
A 4	所得審査の世帯の範囲は、保護者のほか、住民登録が同じ世帯の人までです。御質問の事例では、祖父母は住民登録が別ということですので、所得審査の「世帯」の対象外です。 住民登録が同じ世帯かどうか分からない場合は、御自身で住民票を取得して御確認ください。電話による問合せや、区民課等の窓口でお答えすることはできません。
Q 5	「市民税所得割額」がよく分かりません。自安の収入はありますか？
A 5	世帯の人数や収入種別等の状況により異なるため、個別の自安となる金額を示すことができませんが、参考例は以下のとおりです。 【参考例】世帯主が配偶者と子ども2人を扶養している給与所得のみの人は、年収が271万6千円未満の場合、市民税所得割額はかかりません。(2020年度 市税のしおり(相模原市)より)
Q 6	日本国外から相模原市に転入してきたので、相模原市で市民税を課税されていません。所得資格には該当しますか？
A 6	日本国外で収入があり、相模原市で市民税を課税されていない場合は、2020年1月～12月の間の日本国内・海外のすべての収入が入が分かる書類を添付してください。日本国外での収入があるときは、市民税の課税がない場合であっても、外貨建ての収入は日本円に換算し、すべての収入について市民税の所得割額非課税に相当するかどうかを審査します。換算・合算後のすべての収入が271万6千円を超える場合、所得資格に該当しない可能性が高くなります。 ・会社等が作成した給与・報酬明細書や、公的機関が発行した証明書等を添付してください(自ら作成した書類は認められません)。 ・日本語以外の書類の場合は、翻訳文を添付してください。
Q 7	「市民税所得割額」はどのようにすれば確認できますか？
A 7	市民税(住民税)が給料から引かれている人は、毎年5～6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」(開くと横長の用紙)、それ以外で市民税を納付している人は、毎年6月頃に市から送付される「市民税・県民税 税額決定通知書」(開くとA3サイズより少し小さい用紙)で確認できます。 「源泉徴収票」や「所得税確定申告書(控え)」では、「市民税額」の確認はできません。






しんせい ひつよう しょうい ようい  
申請に必要な書類を用意してください

2 申請に必要な書類

- ・ は全員が、～ は該当者のみ提出してください。

提出された申請書類は返還しません。あらかじめ御承知おきください。

必ず提出	<p>奨学金給付申請書 【第1号の2様式】 本人・保護者の自署必要</p>	<p>教育委員会学務課へ、電話またはメールで御連絡いただければ郵送します。学務課の窓口でも直接配布しています。 また、市ホームページからダウンロードすることもできます。 ダウンロードした申請書の印刷は、モノクロ又はグレーで構いません。カラー印刷の必要はありません。 追加申請の申請書は、まちづくりセンターや公民館等では取り扱っておりません。</p> 
	<p>在学証明書 【原本】</p> 	<p>在籍している学校で、在学証明書を発行してもらってください。 学校から封入されて渡された場合は、開封せずに封筒ごと添付してください。生徒証や学生証、生徒手帳のコピーは不可です。</p> 
該当する場合は提出	<p>世帯に令和3(2021)年1月1日時点で相模原市に住民登録がなかった人がいる場合</p>	
	<p>令和3(2021)年度「市(区町村)民税額等の税額決定通知書」の写し又は「市(区町村)民税課税(非課税)証明書」の写し</p>	<p>相模原市に住民登録がなかった人の通知書等の写しを添付してください。 ただし、平成16(2004)年4月2日以降に生まれた人で収入がなかった人は通知書等の添付を省略することができます。転入した人のほか、<u>単身赴任や療養等で、一時的に相模原市外へ住民登録を移している別居の保護者も所得審査の対象です。</u>自治体や徴収方法により、書類の表題が異なることがあります。 令和3(2021)年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手してください。</p>
	<p>世帯に令和2(2020年)1月～12月の間に日本国外での収入があった人がいる場合</p>	
	<p>令和2(2020年)1月～12月の収入が分かる書類</p>	<p>日本国外での収入があった人(別居の保護者を含む)全員分の、給与明細書や収入証明書等、その期間の収入が分かる書類で、給料等を支払った会社や団体等が作成したもの、または公的機関の証明書等に限り(自らが作成した書類は認められません)。また、日本語以外の書類の場合は、<u>翻訳文を添付してください。</u>前ページのQ6・A6を御確認ください。</p>
<p>市(区町村)民税の減免決定を受けている場合</p>		
<p>令和3年度 市(区町村)民税減免決定通知書・減免後の税額決定通知書の写し</p>	<p>減免決定を受けた人全員分の令和3(2021)年度の「市(区町村)民税減免決定通知書」(課税自治体が相模原市の場合は「市税減免申請に対する減免後の税額決定通知書」)及び「減免後の税額決定通知書」の両方の写しを添付してください。</p>	

該当する場合は提出	住所に関するやむを得ない事情がある場合(下記の事例に該当する場合や、事例に相当する場合)	
	住民票(相模原市に住 民登録がない人の分)(マ イナンバーは記載しない)	<b>事例</b> ・保護者が単身赴任や療養等のためやむを得ず本来の世帯から別居している。 ・災害のため本来の住所地に住民登録をしたまま相模原市内に居住している。 ・DVのため、住民基本台帳事務における支援措置を受けている。
その他	その他の書類	
	その他の書類	申請書の提出後、審査のために ~ 以外の書類の提出をお願いする場合があります。お願いの通知は郵送で送付しますので、通知が送付された場合は内容を 確認して、必要な書類を教育委員会学務課まで送付してください。

収入の申告をする必要のある人が、未申告等により市(区町村)民税の課税状況が確認できない場合は、所得資格の審査ができないため、不決定とする場合があります。

## 申請書類を提出先に提出期限までに提出してください

### 3 申請書類の提出先及び提出期限

(1) 提出先、提出方法 **宛先 12ページ参照**  
 教育委員会学務課へ、郵送により提出してください。  
 郵便料は申請者の負担となります。また、封筒は申請者ご自身でご用意ください。

### (2) 提出期限

**令和3(2021)年7月30日(金)午後5時【学務課必着】**

なお、上記の期限を過ぎた場合でも、最終提出期限の令和4(2022)年2月28日(月)午後5時までは申請を受け付けますが、初年度の奨学金は申請した月に応じた金額(最大で64,000円)となります。



### よくある質問と回答(申請するとき)



Q 8	締切を過ぎてしまった場合、申請は受け付けてもらえませんか？
A 8	<b>最終提出期限(令和4年2月28日午後5時)を過ぎたときは受け付けできませんので、締切は厳守してください。</b>
Q 9	提出した書類は、返却してもらえますか？
A 9	申請時や、その他届出時の書類は、結果や理由を問わず、返却いたしません。

## 審査結果のお知らせまで、しばらくお待ちください

### 4 審査及び結果通知

教育委員会が申請書類及び調査により資格要件を確認し、奨学生を決定します。奨学生の決定、不決定にかかわらず、申請者全員に結果を通知します。また、奨学生に決定した人には、その後の手続きに必要な書類(誓約書兼口座振替依頼書等)を同封します。

それぞれの期限までに申請書を提出していても、書類の提出が不足している等の理由で受付が終わっていない場合は、結果通知の発送時期が下記よりも遅くなる場合があります。

結果通知は、申請書を提出した月の翌月中旬から下旬にかけて郵送予定です。結果通知発送前の審査結果に係るお問い合わせにはお答えできませんので御承知おきください。

## 奨学生に決まってからしていただく手続き

### 5 - 1 奨学金の受給のための準備

奨学生の本人名義の預金口座を用意してください。

奨学金は、奨学生の本人名義の口座に振り込みます。保護者名義の口座は指定できません。奨学生の本人名義の口座がない場合は、新たに開設していただく必要があります。口座振込が可能な金融機関であれば、ゆうちょ銀行や、ネットバンクでも構いません。



### よくある質問と回答(口座)



Q10	奨学生が生まれてすぐに作った口座でも大丈夫ですか？
A10	奨学生の本人名義の口座であれば、生まれてすぐに作った口座でも大丈夫です。 ただし、その口座について、10年以上出入金等のお取引がないときは、「休眠口座」として、振込み等ができなくなっていることがあります。この場合は、金融機関の窓口で、休眠を解除していただく必要があります。
Q11	奨学生本人名義の口座がありません。保護者の口座でも構いませんか？
A11	必ず奨学生本人名義の口座としてください。奨学生本人以外の口座の場合は、奨学生に決定しても、奨学金の給付停止となり、改めて口座振替依頼書を提出いただきます。 奨学生本人名義の口座がない場合は、金融機関等で新たに奨学生本人名義の口座を開設してください。

## 5 - 2 奨学金の受給手続

奨学生に決まった後は、次の書類を提出いただきます。  
 必要な書類は、相模原市教育委員会から奨学金給付決定通知書の封筒に同封して、奨学生及び保護者宛に郵送します。  
高等学校等で手続きしている別の支援制度等の書類と間違わないように、注意してください。

(1)【修学資金】の受給手続： ~ の書類は、全員提出してください。

### ア 提出書類

誓約書兼口座振替依頼書 【第2号の2様式】	この第2号の2様式は、奨学金給付決定通知書の封筒に同封します 誓約書は、奨学生本人と保護者がそれぞれ自署してください。また、振込口座は奨学生本人名義のものに限ります。
振込口座の通帳又はカードの写し【原本不可】	振込口座の確認のため、通帳またはキャッシュカードの写し(コピー)を添付してください。振込口座は奨学生本人名義のものに限ります。
教育委員会が指定した書類 (該当者のみ)	該当する人には別途通知等で必要な書類を指定します。ほとんどの人は不要です。

### イ 提出先

相模原市教育委員会 学務課へ郵送してください。 宛先 12ページ参照

### ウ 提出期限

奨学金給付決定通知書を受け取ったあと、決定通知書の発行日から1か月以内に、上記アの提出書類を提出してください。  
 この書類を提出されない場合は、相模原市奨学金条例施行規則等の規定に基づき、奨学生としての決定を取り消すことがあります。



## よくある質問と回答(決定後の手続)



Q 1 2	高等学校等にいろいろ書類を提出したのですが、それとは別のものですか？
A 1 2	「相模原市奨学金」は、奨学生に決まったあとは、奨学生(保護者)と相模原市教育委員会で書類等のやり取りをします。 高等学校等に提出している書類は、「相模原市奨学金」とは別の制度ですので、それぞれ別々に書類の提出が必要です。 書類の提出先や提出期限をよく確かめて、未提出とならないように注意してください。

## (2) 奨学金の給付期間

高等学校等の正規の修業年限である3年間までとし、修業年限が3年を超える学校の場合は、「大学入学資格」を取得できる最短修業年限となります。

例) 定時制高校で最短修業年限が4年の場合 4年間  
 高等専門学校の場合 3年次を修了すると大学入学資格取得となるので、3年間  
 全日制高校で原級留置(留年)となった場合 4年目は給付されません

## (3) 奨学金の給付額

申請書を受け付けた時期により、初年度の給付額が異なります。また、(2)の給付期間内であっても、「資格要件」を満たしていない場合は、「給付停止」又は「給付廃止」となります。

受付にちじ 受付日時	令和3(2021)年7月30日(金) 午後5時までの受付分	左記以降 令和4(2022)年2月28日(月) 午後5時までの受付分
初年度給付額	72,000円~100,000円 4月*7~7月までの資格要件を確認し、 月の初日*8から要件を満たしている月 の分から給付	16,000円~64,000円 申請日の属する月かつその月の初日に 資格要件を満たしている場合はその月の 分から給付
次年度以降	100,000円(年額) 初年度に給付期間が終了した奨学生を除きます。	

- \*7 奨学金(修学資金)は、4月分を12,000円、5月分以降を8,000円として計算します。
- \*8 新入学の1年生の4月の修学資格のみ、4月1日には入学していないため、例外として「4月に在学していること」となります。

## (4) 初年度の奨学金の給付時期

初年度の奨学金の給付時期は、年3回の給付回(第1回は8月下旬、第2回は12月下旬、第3回は3月下旬)のうち、誓約書の提出時期に応じて一番近い給付回からの予定です。ただし、振込みの手続き上、その次の給付回からとなることがあります。

## (5) 次年度以降の給付手続きについて

次年度以降(初年度に最終学年だった奨学生を除きます。)は、「奨学生現況届」「在学(在籍)証明書」「前学年次の成績証明書(成績表や通知表の写し)」を提出いただきますので、成績表を捨ててしまったり紛失したりすることのないように保管してください。

各学年の5月下旬に手続き案内を送付し、書類提出期限等をお知らせします。



# 奨学生の届出義務、奨学金の給付停止や給付廃止

## 6 - 1 奨学生現況届の提出(2年目以降毎年5月頃)

2年目以降は、在学証明書、前の学年の通知表(成績証明書)を添付して、毎年5月頃に「奨学生現況届」を提出していただきます。提出する時期に、教育委員会学務課から書類を送付しますので、詳しいことはそのとき送付される通知で確認してください。

## 6 - 2 奨学金給付期間中の届出義務

6 - 1の毎年提出いただく現況届のほか、奨学生及び保護者は、下表の届出事項の例のように、給付期間中に「資格要件」に関わる事項について、変更等があった場合には、速やかに教育委員会学務課へお電話、電子メール、郵便等によりお知らせください。学務課から、届出に必要な様式を郵送します。届出の提出が遅れると、奨学金の返還が必要になるなど不利益が生じる場合があります。

対象(誰が)	主な届出事項の例(どういうときに)
奨学生	学校を休学したとき
	学校を休学後、復学したとき
	学校から退学したとき(他の学校に転学するときも含まれます。)
	市外へ転出することが決まったとき
	奨学金の受け取りを辞退するとき
	奨学金の受け取り口座を変更するとき(印鑑が必要です。)
保護者	婚姻により奨学生の保護者が増えたとき
	生活保護の受給を申請したとき、生活保護の受給が決定したとき
世帯員	住民票で同じ世帯ではなかった人が、新たに世帯に加わったとき
	出生により奨学生のきょうだいが増えたとき

届出事項の内容によっては、別途、届出事項を証明する書類等の提出をお願いする場合があります。

上記以外にも、届出が必要な場合がありますので、生活状況や修学状況に変更があった場合は、教育委員会学務課まで御連絡の上、所定の手続きをしてください。

「口座変更」は、教育委員会学務課が「届出」を受理した1ヵ月後の給付から反映しますので、御注意ください。

奨学生の世帯が「生活保護制度」の対象となった場合は、相模原市奨学金を受給することができなくなります。生活保護の開始時期によっては、給付済みの奨学金を返還していただく場合もありますので、すみやかにお知らせください。なお、「生活保護の給付開始の月」から奨学金の給付を停止します。

6 - 3 給付停止と給付廃止

給付期間中に「資格要件」に関わる事項について変更があった場合には、状況に応じて「給付停止」や「給付廃止」となります。

区分	停止や廃止となる事由の例
給付停止	「奨学生誓約書・口座振替依頼書」の提出時に、奨学生本人以外の名義の口座を指定したとき
	「奨学生現況届」を指定された期限までに提出しなかったとき
	その他、奨学生が必要な手続を行わなかったとき
	保護者又は奨学生と同じ世帯の世帯員のうち、収入の申告をする必要のある人が、その申告をしていないとき
	奨学生が「休学」又は「停学」その他の理由により、各月の初日から月末まで1か月間以上、出席しなかったとき(1か月単位で給付を停止。)
	給付期間中に奨学生世帯が「生活保護制度」の対象になったとき
	給付期間中、奨学生世帯の「市民税所得割額」が課税となったとき
給付廃止	申請内容に嘘があるときや、不正な手段で奨学金を受けていたとき
	奨学生が高等学校等を退学したとき
	奨学生が相模原市外へ転出したとき
	給付期間中の最終学年の第3回修学資金給付時点で、「生活保護制度」の対象であるとき
	奨学生が必要な手続をしないまま、給付期間終了の前月末まで「給付停止」のとき
	資格要件の確認が取れないまま、給付期間終了の前月末まで「給付停止」のとき
その他、「給付停止」のまま給付期間の最終日となったとき	

上記の事由以外にも、「給付停止」や「給付廃止」とする場合があります。



よくある質問と回答(転校・転学)



Q 1 3	高等学校等を転校・転学するときは、奨学金はどうなりますか？
A 1 3	<p>転校前の高等学校等の退学日をもって、相模原市奨学金は給付廃止となります。</p> <p>転校後も資格要件に該当する場合は、「追加申請」(高等学校等入学後の申請)により、改めて申請してください。</p> <p>なお、転校前の相模原市奨学金の給付状況によっては、転校後の学校の卒業前に奨学金の給付期間が満了となる場合があります。</p>

# 奨学金の減額や返還

## 7 奨学金の減額及び返還

「給付型奨学金」は、奨学生として決定した人を対象に、受給手続きに基づいて給付する、返還不要の制度ですが、次の事由に該当する場合は、奨学金の減額給付又は給付した奨学金の一部もしくは全額を返還していただきます。

### (1) 減額及び返還の事由

	減額・返還事由	減額・返還金額
減額	【修学資金】の各回給付時に、「休学」や「停学」その他の理由により「資格要件」を欠くとき。	「資格要件」を欠く事由が生じた日の属する月の翌月分以降(初日の場合はその属する月以降)の分を1ヵ月単位で減額します。
返還	申請内容に嘘があるとき又は不正な手段により奨学金を受給したとき。	受給した奨学金全額を返還いただきます。
	【修学資金】の受給後に「資格要件」を欠いたことが判明した場合	「資格要件」を欠く事由が生じた日の属する月の翌月分以降(初日の場合はその属する月)の分を1ヵ月単位で減額します。

「生活保護」を受けるようになった場合は、「認定を受けた月」から「減額」「返還」の対象となります。

### (2) 返還方法

返還金額が確定すると、奨学生に対して「納入通知書兼領収書」を送付しますので、指定期限までにお支払いください。

# 奨学生の相談支援

## 8 相談支援

奨学生が高等学校に入学後も安心して学業を続け、卒業を目指すことができるよう、奨学生を対象とした相談支援を行います。奨学生が学業を続ける上で、学校や家庭等に悩みがある場合は「青少年相談センター」に御相談ください。青少年教育カウンセラーと一緒に考えていきます。

なお、修学状況により、申請時に提出していただいた情報を基に、「相談案内」の通知(郵送)及び状況確認の電話連絡をさせていただくことがあります。御了承ください。

提出していただいた個人情報(住所、電話番号、出席状況等)については、青少年相談センターにおいて「相談支援」以外の目的には使用いたしません。

相模原市立青少年相談センター 【所在地: 〒252-0239 相模原市中央区中央3-13-13】

相談電話: 042-752-1658 \*まず、電話で予約をしてください。

相談時間: 月～金 午前9時から午後5時(祝祭日・年末年始を除く)

こうこうせいむ がくひしえん がいよう  
高校生向けの学費支援の概要

この表は、高校生向けの公的な制度で、返還が不要な学費支援制度を簡単にまとめたものです。

詳しいことは、それぞれの制度の問合せ先へお尋ねください。

	じゅぎょうりょう ほじょ 授業料の補助	じゅぎょうりょういがい きゅうふ 授業料以外の給付	といあわ さき 問合せ先
くに せいど 国の制度	こうとうがっこうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金	-	ざいせき 在籍している
けん せいど 県の制度	がくひほじょきん 学費補助金 けんない しりつがっこう 県内の私立学校のみ	こうとうせいとうしゅうがくきゅうふきん 高校生等奨学給付金 せいかつほご じゅうみんぜいひかぜいせたい (生活保護・住民税非課税世帯)	こうとうがっこうの 高等学校等の じむしつ 事務室
し せいど 市の制度	-	さがみはらししゅうがくきん 相模原市奨学金 じゅうみんぜいしよとくわりがくひかぜいせたい (住民税所得割額非課税世帯) さがみはらしいわちとくえいしゅうがくきん 相模原市岩本育英奨学金 せいせき せんこう 成績による選考があります。	さがみはらし 相模原市 きょういくいいんかい 教育委員会 がくむか 学務課
	れいわ ねんど ばあい うえ ・令和3年度の場合、上のふたつ の制度を併用することにより、 じゅぎょうりょう げんどがく さいだい 授業料を限度額として最大 で444,000円(年額)の補助が う受けられます。	・それぞれの制度で、別々に申し こ びつよう 込む必要があります。 ・県の制度と、さがみはらし かの奨学金は、あわせて給付 を受けることができます。 ・さがみはらし しょうがくきん 相模原市の奨学金は、どちら かひとつのみです。	

しよるい ていしゅつさきおよ といあわ さき  
書類の提出先及び問合せ先

〒252-5277 さがみはらしちゅうおうくちゅうおう  
相模原市中央区中央2-11-15  
さがみはらしきょういくいいんかい がくむか しゅうがくしえんはん  
相模原市教育委員会 学務課 就学支援班  
でんわ  
電話 042(769)9262  
うけつけ といあわ じかん ごぜん じ ふん ごご じ  
受付・問合せ時間 午前8時30分～午後5時  
でんし  
電子メール [gakumu@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:gakumu@city.sagamihara.kanagawa.jp)  
土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。書類の提出は電子メールではできません

さがみはらし でんわ  
相模原市コールセンター 電話 042(770)7777  
ごぜん じ ごご じ ねんじゅうむきゅう  
午前8時～午後9時 年中無休

\* 個人情報等に関することはコールセンターではお答えできませんので、直接、学務課にお問い合わせください



しんせいしょは、さがみはらし  
申請書は、相模原市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/> ページ番号1014141